

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収額（扶養義務者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 この表のD1からD14までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2</u>（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、0円をもってこの表に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>在宅の心身障害者（社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条に定める事業に係る施設のうち、措置費の支弁対象となっている施設に措置される者を除く。）</u>がいる世帯のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、<u>精神薄弱者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号</u></p>	<p>別表第1（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収額（扶養義務者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 この表のD1からD14までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、<u>所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）による廃止前の経済社会の変化等</u>に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項</u>（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、0円をもってこの表に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>在宅の障害者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第5項、第6項及び第13項から第15項までのサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）</u>がいる世帯のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、</p>

)に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯

7 同一世帯から2人以上の児童が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童に係る額とする。

知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯

7 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に係る額とする。ただし、児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を採り、かつ、措置児童等（児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置が採られた者をいう。以下同じ。）の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額については、次の計算式によって得た額（当該世帯における入所施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設に措置された児童等並びに同項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児（以下「施設入所児童等」という。）に係る額のうち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるもの又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収額であるものにあつては、当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額の合算額とし、同項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるものにあつては、児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成19年岩手県規則第1号）による改正前の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定による徴収額とする。）を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要

<p>8～10 [略]</p>	<p><u>した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額との差額を当該措置児童等の世帯に係る徴収額とし、同項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額は0円とする。</u></p> <p><u>施設入所児童等に係る徴収額+施設入所児童等に係る徴収額×0.1×(当該世帯における施設入所児童等の人数-1)</u></p> <p>8～10 [略]</p>
-----------------	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の児童福祉法施行細則別表第1備考6及び7の規定は、平成18年10月1日以後の入所の期間に係る徴収する費用の額について適用する。この場合において、同日からこの規則の施行の日の前日までの間における同表備考6の適用については、同表備考6中「在宅の障害者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第5項、第6項及び第13項から第15項までのサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。））」とあるのは、「在宅の障害者（社会福祉施設に措置された者を除く。））」とする。
- 3 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の児童福祉法施行細則別表第1備考7の適用については、同表備考7ただし書中「その月の利用者負担額」とあるのは、「別に定めるところにより軽減措置を講じた後のその月の利用者負担額」とする。